

令和元年台風19号被災者に係る 郡山市国民健康保険課からのお知らせ

1 令和2年4月1日からの一部負担金免除の取扱いについて

(1) 被保険者証及び一部負担金等免除証明書の提示について

令和2年4月1日からは、一部負担金の免除対象となる方が、医療機関等の窓口で支払いの免除を受ける場合は、「被保険者証」と「一部負担金等免除証明書」の提示が必要になります。

なお、口頭申告による窓口支払い免除の取扱いは、3月31日をもって終了となりますので、御注意ください。

(2) 免除取扱いの期間について

免除取扱い期間を以下のとおり延長します。

令和元年10月12日（土）～令和2年9月30日（水）

2 一部負担金の還付について

免除対象となる方で、令和元年10月12日以降に医療機関等窓口で一部負担金を支払った場合は、申請により支払った一部負担金を還付します。

◆問合せ先

郡山市国民健康保険課給付係 TEL：924-2141